

まん延防止等重点措置について、区域が変更されたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡

令和3年6月10日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、6月13日をもって群馬県、石川県及び熊本県が除外されることが決定されました。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知徹底を図っていただくようお願いします。

- （別紙1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示
- （別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日（令和3年6月10日変更）
- （別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）
担当者：八重樫、多田、阪本、坂本、清水、上田、山口、
岩熊、石岡

TEL：03-6257-1309

MAIL：reo.yaegashi.c8s@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
ryo.sakamoto.k5y@cas.go.jp
koji.sakamoto.r3p@cas.go.jp
satoshi.tada.n4w@cas.go.jp
aki.shimizu.r5a@cas.go.jp
hiroaki.ueda.t4v@cas.go.jp
hiroakazu.yamaguchi.v5v@cas.go.jp